

草津イトマンフィットネスクラブ

所長 宮成 圭二

新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言への対応について

平素より草津イトマンフィットネスクラブをご利用いただき誠にありがとうございます。

この度、8月27日より滋賀県に緊急事態宣言が適用されることとなりました。

まん延防止等重点措置発令時におきまして20時までの時短営業を実施し、

混雑を招いてかえって人流抑制に反する結果となりました。

つきましては、当クラブでは感染予防対策を徹底した上で、

9月1日より時間短縮営業を解除し通常営業とさせていただきます。

引き続き、施設をご利用の皆様におかれましては、マスクの着用を徹底していただき、

また、マスクの着用の難しいエリアではマウスシールド着用していただくか、

会話をご遠慮いただくなど、感染予防対策にご協力を賜りますよう、お願い申し上げます。

なお、今後、政府の発表等により状況が変わる場合には、当ホームページにてご案内をいたします。

ご不明な点がございましたらフロントまでお問い合わせください。